

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（344））
2. 日時：令和2年7月21日 13時30分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階南会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、  
服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、日南川技術参与  
技術基盤グループ 地震・津波研究部門  
石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 部長（電源建築） 他11名 ※

## 5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、7月16日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【津波荷重の設定】

- 水理模型実験及び断面二次元津波シミュレーション解析について、1・2号炉の結果を説明すること。
- 水理模型実験について、実験目的、実験上の位置付けに照らし合わせた入射津波の考え方等を整理し、冒頭において説明すること。また、入射津波の高さについて、数値の算出根拠を説明すること。
- 谷本式による津波波圧の設定について、揚圧力に対する考え方が明確となるように説明すること。
- ソリトン分裂波の発生可能性の判定①（津波高さと水深の割合）について、沿岸域の水深10m以下の地点についても判定地点として設定し結果を説明すること。また、判定②（海底の勾配）については、上記の判定地点における海底勾配による結果を説明すること。
- 水理模型実験による砕波の発生可能性の評価について、最大水面勾配が発生する時刻の水面勾配に着目し、砕波発生勾配限界を判定条件とする結果を説明すること。

- 朝倉式による津波波圧の算定方針について、通過波の浸水深を入力津波の高さの $1/2$ とすることが保守的であるとした根拠を説明すること。
- 敷地高以深の津波波圧算定に谷本式を適用する方針について、敷地高以上の津波波圧算定に朝倉式を適用する場合の、実験及び解析結果に対する保守性確保の考え方を踏まえ、谷本式適用の考え方を説明すること。

**【耐津波設計において考慮する荷重の組合せ】**

- 各施設・設備の設計において考慮する荷重の組合せについて、常時荷重、地震荷重、津波荷重、余震荷重等の組合せが明確となるように説明すること。また、津波の波源により考慮する荷重の組合せを区別することが明確となるように説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし